



Covid-19により発生中の公衆衛生緊急事態におけるフードサービス業界 向け暫定ガイダンス

【JETRO提供資料】

*本仮訳は、2020年6月19日にニューヨーク州が公告された「INTERIM GUIDANCE FOR FOOD SERVICES DURING THE COVID-19 PUBLIC HEALTH EMERGENCY」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。
https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/Indoor_and_Outdoor_Food_Services_Detailed_Guidelines.pdf

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

この文書を読了後、文書の末尾で読了したことを申告することができます。

2020年6月15日現在

目的

本ガイダンス、「Covid-19により発生中の公衆衛生緊急事態におけるフードサービス業界向け暫定ガイダンス (Interim Guidance for Food Services during the COVID-19 Public Health Emergency)」(以下「フードサービス業界向けCOVID-19暫定ガイダンス」)はフードサービス事業のオーナー/経営者やその従業員および請負業者に予防措置を提供しCovid-19の拡散防止に役立てていただくために作成されました。

本ガイダンスはフードトラック、屋台などを含む、すべてのレストランやフードサービス施設に適用されます。フェーズ1、またはまだフェーズ2に達していない地域においては、これらの施設はテイクアウトおよびデリバリーによる営業のみが許可されています。フェーズ2の地域においては、顧客が適切な距離を保ってテーブルに付けることを条件に、屋外スペースに顧客用の席を設けて開店することができます(顧客は屋内のダイニングスペースやバースペースを使用することはできません)。フェーズ1および2の地域に所在する事業者向けの屋外およびテイクアウト/デリバリーフードサービスの詳細なガイダンスについては、ニューヨーク州保健局 (New York State Department of Health:DOH) の「Covid-19により発生中の公衆衛生緊急事態における屋外およびテイクアウト/デリバリーフードサービス向け暫定ガイダンス (Interim Guidance for Outdoor and Take-Out/Deliver Food Services During the COVID-19 Public Health Emergency)」を参照してください。

フェーズ3に達した地域においては、これらの施設は本ガイダンスに従い、顧客が適切な距離を保ってテーブルに付けることを条件に、屋内および屋外スペースに顧客用の席を設けて開店することができます。さらにバー席のあるレストランは、顧客が適切な距離を保って着席できることを条件に、バーエリアを開放することができます。料理等の飲食は、顧客がこれらのスペースに設置されたテーブルやバートップに着席した状態でのみ許可されます。

これらのガイドラインには最低要件しか記載されていません、雇用主は自由にその他の追加予防措置を提供したり制限を強化することができます。これらのガイドラインは公開時点において最善と思われる公衆衛生慣行に基づいたものであり、これらのガイドラインがその根拠としている文書は頻繁に書き換えられる可能性があります。下記に定義された責任者 (Responsible Parties) はフードサービスに関する地域、州、連邦政府のすべての要件に従う義務があります。また責任者はこれらの要件が更新された場合には最新情報を把握し、またフードサービス業務および/または職場の安全計画 (Site Safety Plan) にそれらを取り入れる義務があります。

米国疾病予防管理センター (Centers of Disease Control and Prevention)、米国食品医薬品局 (U. S. Food and Drug Administration)、米国労働省労働安全衛生庁 (United States Department of Labor's Occupational Safety and Health Administration) では、COVID19が食品を介して伝染する可能性があることを示唆する報告は受けていません。従って、ニューヨーク州のフードサービス施設向け衛生法 (Sanitary Codes) に加え、これらのガイドラインの一部として明確に特定された追加の要件を順守すれば、十分なCOVID-19対策になると考えられます。

背景

2020年3月7日、アンドリュー M. クオモ知事は行政命令202 (Executive Order 202)を発令し、COVID-19への対策として非常事態宣言を行いました。COVID-19の地域感染はニューヨーク全州で発生しています。感染拡大を最小限に抑えるため、可能な限り少なくとも6フィート (約180cm) の社会的距離を人との間に取らなければなりません。

2020年3月16日、クオモ知事は行政命令202.3(Executive Order 202.3)を発令し、州全域において、飲食施設での飲食を制限しました。

2020年3月20日、クオモ知事は行政命令202.6(Executive Order 202.6)を発令し、必要不可欠ではないすべての事業者に対し事務所を閉鎖するように指示しました。エンパイアステート開発公社(Empire State Development Corporation : ESD)のガイダンスに定められた必要不可欠な事業者は、自宅待機の対象とはなりませんでしたが、DOHが職場の衛生と安全を維持するために発行したガイダンスと指令を順守するよう指示を受けました。またできる限り社会的距離を置く措置を維持するよう強く要請されました。

2020年4月12日、クオモ知事は行政命令202.16 (Executive Order 202.16)を発令し、必要不可欠な事業者に対し、職場にいる従業員にフェースカバーを無料で提供するよう指示し、職務中に顧客または一般公衆と直接接する際に着用することを義務付けました。2020年4月15日、クオモ知事は行政命令202.17 (Executive Order 202.17)を発令し、医学的見地から顔を覆うことが可能な2歳以上の個人は公共スペースにおいて社会的距離を維持できない、または維持しない場合にマスクまたは布製のフェースカバーで鼻と口を覆うように指示しました。2020年4月16日、クオモ知事は行政命令202.18(Executive Order 202.18)を発令し、公共または民間交通機関または他のハイヤーなどを使用する人々のうち、医学的見地から顔を覆うことが可能な2歳以上の個人全員に対し移動中に鼻と口を覆うフェースカバーまたはマスクを着用すること、また公共または民間の交通機関の運転手に対し車両内に乗客がいる際には鼻と口を覆うフェースカバーまたはマスクを着用することを指示しました。2020年5月29日、クオモ知事は行政命令202.34 (Executive Order 202.34)を発令し、事業経営者/オーナーに自己裁量で、フェースカバーまたはマスクの要件を順守しない個人の立ち入りを拒否する権限を与えました。

2020年4月26日、クオモ知事はデータに基づいた地域分析に基づき段階的にニューヨーク州の産業と事業を再開するための段階的アプローチを発表しました。2020年5月4日、知事は地域分析ではCOVID-19の新規感染者数、医療システム、診断検査、接触追跡機能を含めた複数の公共衛生要因が検討されると伝えました。2020年5月11日、クオモ知事は地域の指標に基づき、ニューヨーク州のいくつかの地域で2020年5月15日から再開第1フェーズを開始することを発表しました。2020年5月29日、クオモ知事はニューヨーク州のいくつかの地域で再開第2フェーズを開始することを発表しました。2020年6月3日、クオモ知事は、再開第2フェーズにおいて、州が発行したガイダンスに従い、レストランの屋外で飲食が許可されることを発表しました。6月11日、クオモ知事はニューヨーク州のいくつかの地域で6月12日より再開第3フェーズを開始することを発表しました。

以下の基準に加え、事業者はDOHが発行した職場環境の衛生と安全を維持するためのガイダンスおよび指令を引き続き順守しなければなりません。

本文書のガイダンスがニューヨーク州が発行した他のガイダンスと異なる場合は、より新しい日付のガイダンスが適用されますので、ご注意ください。

ニューヨーク州における責任あるフードサービスの基準

フードサービス事業者は、州の最低限の基準、および連邦政府の要件を満たさないかぎり営業を行うことはできません。連邦政府の要件には、障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act : ADA)、米国疾病予防管理センター (CDC)、環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA)、および米国労働省労働安全衛生庁 (United States Department of Labor's Occupational Safety and Health Administration : OSHA) の最低基準が含まれますがこれに限定されません。

本ガイダンスに含まれる州の基準は、州によって解除または修正されるまで、COVID-19により発生中の公衆衛生緊急事態の中で営業を行うフードサービス事業者に対し適用されます。フードサービスの事業者、または事業者から委託を受けたその他の当事者（いずれの場合も「責任者」）はこれらの基準を満たす責任があるものとします。

以下のガイダンスは、人、場所、プロセスの3つのカテゴリで構成されています。

I. 人

A. 物理的距離

- 本ガイダンスでは、「屋外スペース」とは、飲食を行うために指定された屋外空間を指します。空気の流れを確保するための少なくとも2つの開放側面を有する場合に限り、一時的なカバーまたは固定されたカバー（日よけや屋根など）の設置が許可されます。こうした屋外スペース内では、椅子を備えたテーブルはすべての他のテーブル、座席、顧客、または歩行者用通路、歩行者用廊下から6フィート以上離れていなければなりません。
- 責任者は屋内の収容人数を、従業員を除き、建物使用許可証に定められた特定エリアの最大収容人数の50%以下に制限しなければなりません。
 - 責任者は、重要な活動（調理、清掃、テーブルの片付け、メンテナンスなど）により距離が6フィートよりも近くならざるを得ない場合を除き、常に従業員同士の距離が6フィート以上に保たれるようにしなければなりません。距離が維持されているかどうかに関わらず、責任者は全従業員が有効なフェースカバーを常に着用するようにしなければなりません。顧客は着席している間を除き、常にフェースカバーを着用しなければなりません。ただし、このルールの対象となるのは2歳以上で、医学的見地からそうしたカバーに耐えられる顧客となります。
 - COVID-19対策に有効なフェースカバーには、口と鼻を覆う布製のフェースカバーや使い捨てマスクが含まれますが、これに限定されません。
 - ただし、業務の性質上、個人用保護具（PPE）に対して通常より高度な保護を必要とする業務では、布、使い捨て、またはその他の手作りのフェースカバーは許容されません。こうした業務にはOSHA ガイドラインに沿って定められたように、N95マスクまたは既存の業界基準のもとで使用されているPPEを引き続き使用しなければなりません。
- 責任者は、屋外の収容人数を、テーブルが互いに6フィート以上離れるように安全かつ適切に配置できるテーブル数に限定しなければなりません。
- 責任者は、顧客が着席する屋内外のテーブルが全方向に6フィート以上の距離を保っているようにしなければなりません。テーブル間に6フィート以上の距離を置くことができない場合は、責任者はそれらのテーブルの間に障壁を設置しなければなりません。障壁は高さ5フィート以上で緊急時または火災時の非常口を塞ぐものであってはいけません。
 - 責任者は、グループ（グループ客など）間の距離が6フィート以上保たれていることを条件に、屋内や屋外のバーエリアへ顧客が着席することを許可することができます。
 - 責任者は、可能な限り、バーエリアのスタッフが、スタッフ同士や顧客と6フィート以上の距離を確保できるようにしなければなりません。
- 責任者は、1台のテーブルにつき10人までを限度に、顧客を座らせることができます。
 - 1つのテーブルを共有する個人は、同じグループのメンバーでなければなりません。同じ世帯のメンバーである必要はありません。
 - コミュニカルテーブル（複数のグループが共有して着席する大きなテーブル）の使用については、グループ間の距離が6フィート以上に保たれる場合に限り許可されます。

- 顧客にトイレ設備を提供している場合、責任者はトイレの中やトイレに入るのを待つ間に顧客が互いの距離を保てるようにしなければなりません。
- 責任者は、ワークステーションや従業員が座るエリアの使用の仕方を修正または数を制限し、各従業員が全方向（横方向、および対面する場合など）に6フィート以上の距離を保てるようにし、これらのエリアを共有する場合は使用ごとに清掃/洗浄および消毒するようにします。距離を保つのが不可能な場合（ピックアップステーションやレジなど）は、責任者は、空気の流れ、空調、換気の妨げにならず、また緊急時や火災時の非常口を塞がない場所に障壁（プラスチック製のシールド壁など）を設置します。
 - 障壁を使用する場合は、OSHAのガイドラインに従って設置する必要があります。
 - 障壁のオプションとしては次のものが含まれます：ストリップカーテン、プレキシガラスまたは同様の素材、またはその他の不透過性の仕切りまたはパーティション
- 責任者は、狭いスペース（フリーザーやストレージルームなど）を同時に2人以上で使うことを禁止する必要がありますが、こうした狭いスペースを使用する従業員全員が有効なフェースカバーを着用している場合はこの限りではありません。ただし、フェースカバーを着用している場合でも、1人で使用するよう設計されている場合を除き、そのスペースの最大収容人数の50%を超えてはなりません。責任者は、安全規定を順守しつつ、外気による換気を最大限行う必要があります（キッチンの窓やドアを開けるなど）。
- 責任者は、テープや矢印のついたサインを利用して狭い通路、廊下、スペースの双方向通行を減らす措置を取り、すべての共用エリアや、行列ができたり人が集まりやすいすべてのエリア（タイムレコーダステーション、健康スクリーニングステーション、休憩室など）に6フィートのスペースを示すサインや距離マーカーを配置する必要があります。
 - 責任者は、次の場所に6フィートの間隔を明確に示さなければなりません：
 - 顧客がオーダー、ピックアップ、着席、トイレを使用するために待つためのライン（テーブルやその他同等の効果のある方法で）。
 - ピックアップエリアまたは支払いを行う場所（カウンター、テーブル、レジなど）。
- 責任者は、可能な限り、顧客用の出入口と、従業員用の出入口をわけて指定しなければなりません。
- 責任者は、顧客に対し、料理のピックアップや着席の準備が整うまで、適切な社会的距離を保って車の中または外で待つよう促す必要があります。
- 責任者は、顧客にオンラインや電話などリモートな手段でオーダーを入れるよう促す必要があります。
- 可能な限り、責任者は、接触のないコンタクトレスオーダー、支払い、デリバリー、ピックアップ、車寄せでのピックアップを実施するようにすべきです。
 - 責任者は、接触のない支払い方法が実施不可能な場合、請求書を入れるホルダーはできるだけ使用せず、レシートのみを提示するようにすべきです。
- 責任者は、店で着席する形で飲食する顧客が店にいる時間を短縮できるよう事前にオーダーの受付を検討すべきです。
- 責任者は、DOHのCOVID-19サインと一致するサインを店の全域に掲示しなければなりません。責任者はDOHのサインと一致していることを条件に、自らの職場や業務環境に特化したサインを作成することが可能です。サインは従業員や顧客に次のことを思い出させるように使用すべきです：
 - フェースカバーで鼻と口を覆う。
 - フェースカバーなどの保護用PPEを適切に保管し、適宜廃棄する。

- 物理的距離に関する指示を順守する。
- COVID-19の症状があること、または濃厚接触者であることを報告すること、またどのように報告すべきかを伝える。
- 手の衛生、洗浄、消毒ガイドラインを順守する。
- 適切な呼吸器衛生と咳をする際のエチケットを順守する。

B. 閉鎖空間での集まり

- 責任者は、従業員が対面した形で集まること（スタッフミーティングなど）をできるだけ制限し、CDCのガイダンス「企業や従業員向けコロナウイルス感染症2019（COVID-19）対策暫定ガイダンス（Interim Guidance for Businesses and Employers to Plan and Respond to Coronavirus Disease 2019（COVID-19））」に従い、可能な限りビデオ通話やテレカンファレンスなどの他の手段を用いるようにしなければなりません。ビデオ通話やテレカンファレンスが使用できない場合は、責任者は開放された換気の良いスペースでミーティングを開き、ミーティング出席者が互いに6フィートの距離を保てるように計らいます（椅子がある場合には、椅子同士の距離を空け、従業員が1つおきに座るなど）。
- 責任者は、人が集まりやすい、あるいは多くの人に触れる必要不可欠でない設備や共有エリア（自動販売機、共有して使用するコーヒーマカなど）の閉鎖を検討する必要があります。
- 責任者は、トイレや休憩室などの狭いエリアで十分な社会的距離の確保を実践し、そうしたエリアで社会的距離を保てない場合には、サインやシステム（使用されている場合は使用中のサインを出すなど）を導入して、使用を制限する必要があります。
 - フードトラックを運営している責任者は、実践可能な範囲でこうした対策を実施する必要があります。
- 責任者は、あらゆる集まり（休憩、食事、シフトの開始/終了など）で社会的距離（6フィート）を保てるよう、従業員のシフトをずらす必要があります。

C. 職場での活動

- 責任者は以下のような手段を通し、個人間の接触や人が一箇所へ集まってしまう事態を減らす措置を講じなければなりません：
 - 必要とされるスタッフだけが現場にいるよう制限する。
 - 勤務時間を調整する。
 - 社会的距離についてのガイドラインを順守するため職場で働く従業員数を減らす。
 - シフト設定を変更する（A/Bチーム、到着/帰宅時間をずらす）。
 - 社会的距離を保って行える業務を、距離を保って行えない業務に優先させる。
 - 予定されていた業務をずらし、また使用エリアを示すサインを用いて、複数のクルーやチームが1つの場所で作業しないようにする。
 - 可能な限り各人が社会的距離を保ち、同時に器具に触れる人数を減らせるよう活動を分割する。
- 責任者は、実行可能な限り、必要に応じて適切に清掃/洗浄および/または消毒されない限り、調理を行う従業員に対しワークステーションを変えたり他の従業員のワークステーションに入らないよう働きかける必要があります。

- 責任者は可能な限り、それぞれのサーバーに個別のワークゾーンを指定する必要があります。サーバーは重なりを最小限にするようレストラン内の特定のゾーンでサービスを提供します。
- 責任者は着席やサービスを待つ顧客が一箇所に集まるのを避けるため、実行可能な限り、顧客が予約を入れることを促します。
 - 責任者は、使用后十分拭き清め消毒しない限り、席が空いたことや料理の準備ができたことを知らせる機器（ブザーなど）を顧客に提供してはいけません。
 - 責任者は、料理や空席を待つ顧客に対し音声によるアナウンス、テキストメッセージ、またはスクリーンで通知するなどしてコミュニケーションを取るようしてください。

D. 人の動きおよび業者とのやりとり

- 責任者は、できる限り接触を減らすため、業者が集荷したり配達したりするための指定エリアを設けなければなりません。
- 責任者は職場での接触（シフトを終えた従業員用の出口とシフトを開始する従業員用の別の入口を指定するなど）や動き（従業員はできるだけ自分のワークステーションの付近に留まるなど）を制限する必要があります。
- 店内に入る必要のある業者に対し、責任者は、製品の配達時1度に1人の業者のみを受け入れるプロセスを確立する必要があります。従業員は多くの人が高頻度で触れる箇所を拭き清め消毒し、その後次の業者に店内に入ってもらいます。
- 責任者は、実行可能な限り、下記に示されているように（1）建物への人の流れを管理し（2）健康スクリーニングを実施しやすくするよう、入口の数を制限する必要があります。ただし火災時の安全基準やその他の適用法は引き続き順守する必要があります。
- スクリーニングのため店の中、または外で列を作って待つ際、各人が6フィートの社会的距離を保てるよう必要に応じて計画を立てます。

II. 場所

A. キッチンエリア

- 営業を再開するにあたり、責任者は衛生的かつ安全な環境を保証するため、事前にキッチンシステムをチェックし確認しなければなりません。
- 責任者はキッチンスタッフに常にフェースカバーを着用させる必要があります。
- 責任者はできる限り6フィートの距離を維持できるようキッチンの配置を変える必要があります。
 - 責任者は、可能な限り、事前に仕事ができるよう（調理準備など）シフトをずらす必要があります。
- 責任者は、できる限り、キッチンスタッフがシフトの間中、1つのステーション（サラダ、グリル、デザートなど）に留まって作業ができるようにする必要があります。

- 責任者は必要に応じて、ワークステーションや床にテープが貼られているエリアにマーカーを設置して全方向に6フィートの距離を示す必要があります。
- 責任者は、キッチンスタッフが人にものを渡す際、直接手渡しするのではなくカウンターに置くよう促す必要があります。
- 責任者は、可能な限り、スタッフ間でキッチン用具（ナイフ、ポット、敷物/タオル）を共有することを最小限に留めるようにしなければなりません。

B. 保護具

- 責任者は、ある職場での活動に義務付けられた必須のPPEに加え、有効なフェースカバーを調達、作成、あるいは取得して職場で働く従業員に無料で提供しなければなりません。責任者は、フェースカバー、マスク、その他の必要なPPEを従業員が交換する場合や業者が必要に迫られた場合に備え、十分手元に貯えておく必要があります。有効なフェースカバーには、布（手縫い、裁断しただけのもの、バンドナなど）、手術用マスク、N95マスク、フェースシールドなどが含まれますが、これに限定されません。
- フェースカバーは使用後洗濯または交換するようにし、他の人と共有してはなりません。布製のフェースカバーやその他の種類のPPEについての追加の情報、ならびに使用や洗濯方法についてはCDCの[ガイダンス](#)を参照してください。
 - フェースカバーに関し、より厳重な要件が課されている業務においては、布製のフェースカバーや使い捨てマスクは有効なフェースカバーとは見なされないものとします。例えば、特定のフードサービス業務に従来からN95マスクの使用が義務付けられている場合、布製の自作マスクは十分な役割を果たしません。責任者は、こうした安全保護具についてOSHAの基準に従わなければなりません。
- 責任者は、従業員が有効な自前のフェースカバーを着用することを認めなければなりません。従業員がフェースカバーを自ら調達するよう義務付けることはできません。さらに、このガイダンスは従業員が自前の追加の保護用カバー（手術用マスク、N95マスク、フェースシールドなど）を着用すること、あるいは責任者が業務の性質上追加のPPE着用を従業員に義務付けるのを阻止するものではありません。従業員はすべてのOSHA基準に従わなければなりません。
- 責任者はスタッフが常にフェースカバーを着用するようにしなければなりません。責任者はスタッフが手を清潔に保つ衛生規定を実践し、素手で業務を行わないよう州や地域の衛生規定に達した手袋類を使用するようにしなければなりません。
 - 従業員が調理以外の活動を行うのに手袋を着用する場合、責任者は次のことを行わなければなりません。
 - 従業員に手袋を頻繁に取り替えさせます。
 - 従業員の作業内容が変わる際に手袋を取り替えることを促します（顧客に料理を運ぶ作業からユテンシルを事前に包んでおく作業が変わるときなど）。
 - 従業員が手袋を着用しない場合、責任者は従業員が頻繁に手を洗い、または/および消毒するようにさせなければなりません。
 - 責任者は、テーブルの片付けをする従業員に対しソープと水で手を洗わせるようにし、また彼らが手袋を着用している場合は、テーブルを拭き消毒する前後に手袋を交換させるようにします。

- 責任者は顧客が有効なフェースカバーを着用している場合に限り店内に入るのを許可します。ただし、このルールの対象となるのは医学的見地からそうしたカバーに耐えられる2歳以上の顧客となります
 - 責任者は、顧客がテーブルについていないときには、フェースカバーを着用するよう義務付ける必要があります（ピックアップ待ち、カウンターや窓のところで注文をする、テーブルやトイレへの出入りの際など）。
 - 責任者は、顧客が着席したら、飲食をしていないときでもフェースカバーをするよう義務付ける必要はありませんが、着用を促すようにします。
- 責任者は、キッチンツールやペン、パッドなどの物品が共有されることや、ドアノブ、キーパッド、タッチスクリーンなど共有して使用する箇所に触れることを制限する措置を講じなければなりません。または従業員に対し、共有物や多くの人に触れる箇所に触る際には手袋（商業用または医療用）を着用することや、触る前後に手を洗うよう義務付けなければなりません。
- 責任者は従業員に対し、適切なフェースカバーを含む（がこれに限定されない）PPEをどのように着用し、取り外し、洗浄し（該当する場合）、廃棄するか、トレーニングを実施しなければなりません。

B. 衛生、清掃/洗浄、消毒

- 責任者は、「COVID-19に対応するための公共および民間施設の清掃/洗浄および消毒ガイダンス（Guidance for Cleaning and Disinfection of Public and Private Facilities for COVID-19）」や、該当する場合には「感染防止（STOP THE SPREAD）」ポスターを含め、CDCやDOHが推奨する衛生、清掃/洗浄、消毒要件を確実に順守しなければなりません。責任者は清掃/洗浄や消毒について日時や範囲を含む記録を付けなければなりません。
- 責任者は、手を清潔に保つための衛生ステーションを次のように職場に設け維持しなければなりません：
 - 手洗い用：ソープ、ぬるま湯の流水、使い捨てのペーパータオル、ゴミ袋が敷かれたゴミ箱
 - 手の消毒用：手を洗う設備がない場所用に、アルコール含有量が60%以上のアルコールベースのハンドサニタイザーを装備
 - 責任者は、多くの人に触れる箇所（屋外のトレイなど）全域でハンドサニタイザーが使用できるようにする必要があります。ハンドサニタイザーは入口、出口、レジなど便利な場所に置くようにします。可能な限り、接触せずに使用できるハンドサニタイザーディスペンサーを設置してください。
 - 責任者が流水設備を提供できないフードトラックや売店では、従業員は手袋を着用するか、定期的に手を消毒し、連邦政府、州、地域の食品取り扱いおよび衛生要件を引き続き順守しなければなりません。
- 責任者は、ハンドサニタイザーの近くにサインを置き、目に見える汚れが付着した手はソープと水で洗う必要があることを示します。ハンドサニタイザーは目に見える汚れが付着した手には効果的ではありません。
- PPEを含め、汚れたものを廃棄するための容器を職場の周囲に置きます。
- テイクアウト/デリバリーについては、責任者は次のことをしなくてはなりません：
 - 飲食物を待つ顧客のために手を清潔にするための衛生ステーションを設けます。
 - スタッフがソープと水で手を洗う、またはハンドサニタイザーを使うようにし、またスタッフが手袋を使用している場合は、定期的に手袋を交換させるようにします

- ピックアップ/デリバリーが屋内/閉鎖空間で行われる場合は、換気のため窓および/またはドアを開放するようにします。
- 責任者は、共有箇所や多くの人が触れる箇所に適切な洗浄用品や消毒用品を用意し、製造者の指示に従ってそれらの箇所を使用する前後にこれらの製品を使用し、その後手を清潔にするよう従業員に促さなければなりません。
- 責任者は現場の清掃/洗浄や消毒を定期的に行い、多くの人が使用するリスクの高いエリアや多くの人が触れる箇所に対してはより頻繁に清掃/洗浄や消毒を行わなければなりません。清掃/洗浄や消毒は厳密に継続して行い、最低でも各シフトの後、毎日、または必要に応じてより頻繁に行わなければなりません。DOHの「COVID-19に対応するための公共および民間施設の清掃/洗浄および消毒暫定ガイダンス (Interim Guidance for Cleaning and Disinfection of Public and Private Facilities for COVID-19)」を見てどのように施設を清掃・消毒するか細かな指示を確認してください。
 - 責任者はトイレを定期的に清掃/洗浄および消毒するようにしなくてはなりません。トイレは使用頻度が高ければそれに応じてより頻繁に清掃/洗浄および消毒する必要があります。
 - 責任者は、使用サイン、使用マーカー、またはその他の方法で可能な限りトイレの収容人数を減らし距離に関するルールが順守されるようにしなければなりません。
 - 責任者は登録消毒製品を使用して、少なくとも従業員がワークステーションを替えるごと、または新しいツールに移動したりするごとに器具やツールを定期的に清掃/洗浄および消毒しなくてはなりません。ニューヨーク州の登録製品およびCOVID-19に有効であるとEPAが発表した製品については環境保護局 (Department of Environmental Conservation: DEC) の製品リストを参照してください。
 - 清掃/洗浄製品や消毒製品、あるいは清掃/洗浄や消毒作業が安全面での問題や素材や機械の劣化を引き起こすような場合、責任者は使用ごとに手を清潔に保つための衛生ステーションを設けたり、使い捨て手袋を提供したり、および/またはそうした機械を使用する従業員の数を限定しなければなりません。
 - 責任者はCOVID-19感染者がいることがわかった場合、感染が確認された個人が使用したエリアの清掃/洗浄および消毒を行わなければなりません。そのような清掃/洗浄と消毒には、少なくとも、多くの人が通るエリアや多くの人が触れる箇所（共有ツール、器具、機械、ワークステーション、キーパッド、電話など）を含める必要があります。
- 個人がCOVID-19への感染が疑われる、あるいは感染したことが確認された場合のCDCのガイドライン「施設の清掃/洗浄および消毒 (Cleaning and Disinfecting Your Facility)」は次のようになります：
 - COVID-19への感染が疑われる、あるいは感染が確認された個人が使用したエリアを閉鎖します。
 - 影響を受けたエリアは閉鎖し、清掃/洗浄および消毒をします。
 - フードトラックの従業員がCOVID-19への感染が疑われる、あるいは感染が確認された場合、清掃/洗浄および消毒するまではフードトラックを閉鎖します。
 - 外のドアや窓を開け、そのエリアの空気の循環を促進します。
 - 24時間待ってから、清掃/洗浄および消毒を行います。24時間待てない場合は、可能な限り待ちます。
 - COVID-19への感染が疑われる、あるいは感染が確認された個人が使用したオフィス、トイレ、共有エリアなどや共有器具を清掃/洗浄および消毒します。
 - そのエリアを適切に清掃/洗浄および消毒したら、そのエリアの使用を再開します。
 - COVID-19への感染が疑われる、あるいは感染が確認された個人と濃厚接触あるいは近接接触を持たなかった従業員は、清掃/洗浄および消毒が終わり次第その作業エリアに戻ることができます。

- 「濃厚あるいは近接」接触に関する情報は、DOHの「COVID-19に感染または接触後、業務に戻る公務員または民間従業員に向けた暫定ガイダンス (Interim Guidance for Public and Private Employees Returning to Work Following COVID-19 Infection or Exposure)」を参照してください。
 - COVID-19への感染が疑われる、あるいは感染が確認された個人がその施設を訪れたまたは使用してから7日以上経過している場合、追加の清掃/洗浄および消毒は不要です。ただし通常の清掃/洗浄および消毒は続行する必要があります。
- 責任者は従業員が飲食物をシェアしないようにし、家からランチを持ってくることを奨励し、また食事中に社会的距離を保てるよう従業員のために十分なスペースを確保しなければなりません。
- 責任者は、顧客に直接提供する調味料について、使い捨ての容器、または定期的に（理想的には各グループが使用するごとに）清掃/洗浄および消毒される再利用可能な容器に入れるようにしなければなりません。
- 責任者は、可能な限り、顧客に1回しか使用しない紙の使い捨てのメニュー、および/またはホワイトボード/チョークボード/テレビ/プロジェクターなどに表示されるメニューを提供する必要があります。使い捨てではないメニューが使用される場合、責任者は、各グループが使用するごとにメニューを清掃/洗浄および消毒しなければなりません。
 - 責任者は、可能な限り顧客にメニューをオンライン（顧客自身のスマートフォンや電子機器など）で見ってもらうよう促す必要があります。
- 責任者は事前にパックまたは包んだユテンシルを使用しなければなりません。ユテンシルを包む際にはマスクや手袋を着用します。
- 責任者は包装されていないストローや爪楊枝を提供してはなりません。

C. 段階的再開

- 責任者に対しては、製造活動や作業が通常レベルに戻る前に運営上の問題を解決できるよう、段階的再開を行うようお薦めします。責任者は、営業活動が変化に対応できるよう、最初の再開時に従業員数、時間、顧客数を制限することを検討してください。

D. コミュニケーション計画

- 責任者は、州が発行した業界ガイドラインを読み理解したこと、そしてそれらを実行することを申告してください。
- 責任者は従業員、業者、顧客向けに適切な指示、トレーニング、一貫した措置を含むコミュニケーション計画を作成し、従業員に情報を提供する必要があります。責任者はウェブページ、テキストグループ、eメールグループを作成したり、ソーシャルメディアを使用することを検討してもいいでしょう。

III. プロセス

A. スクリーニングおよび検査

- 責任者は、従業員や、実現可能な場合には業者に対しても、義務付けられた健康スクリーニングを実施しなければなりません。ただし、そうしたスクリーニングは顧客や配達員には義務付けられていません。
 - スクリーニングは従業員が現場に出向く前に、できる限りリモートな手段（電話やオンラインサーベイなど）で実施します
 - スクリーニングは、従業員がスクリーニングを終える前にお互いに濃厚あるいは近接接触をしないよう、調整する必要があります。
 - 少なくとも、スクリーニングは、全従業員および業者を対象に、従業員または業者に次の症状があるかを判断するアンケートを使って行う必要があります：
 - (a) COVID-19検査で陽性であることが判明した、あるいはCOVID-19の症状がある人物と過去14日以内に濃厚あるいは近接接触をしたと認識しているか。
 - (b) 過去14日以内にCOVID-19検査で陽性であることが判明したか、および/または
 - (c) 過去14日以内にCOVID-19の症状を経験したか。
- 責任者は顧客に対し健康スクリーニングを行うことや接触情報の提出を強制することはできませんが、提供を促すことはできます。責任者は必要に応じ、記録に残し接触確認のために連絡をとることができるよう、顧客に連絡先を提出するオプションを提供することができます。
- COVID-19に関連する症状の最新情報についてはCDCのガイダンス、「コロナウイルスによる症状 (Symptoms of Coronavirus)」をご覧ください。
- 責任者は従業員に対し、彼らの上記のアンケートへの回答が変化した場合は直ちに報告させる必要があります。これらの変化には、勤務時間内または時間外に症状を感じ始めた場合などが含まれます。
- スクリーニングアンケートに加え、米国雇用機会均等委員会 (U.S. Equal Employment Opportunity Commission) またはDOHのガイドラインに従い、毎日検温を行ってもよいでしょう。責任者は従業員の健康に関するデータ（体温データなど）を記録に残すことは禁じられています。
- 職場に入ってくる従業員または業者が感染している場合もあるため、責任者は検温を含め、スクリーニング作業担当者が彼らから感染しないよう適切に保護しなければなりません。スクリーニング作業を行う担当者は雇用主が指定した、CDC、DOH、OSHAの規定に詳しい個人からトレーニングを受ける必要があります。
- スクリーニングを行う担当者は、PPEを支給され使用する必要があります。このPPEには最低限のものとしてフェースマスクが含まれますが、それに手袋、ガウン、および/またはフェースシールドが含まれる場合があります。
- 責任者は、従業員または業者にCOVID-19の症状がある場合は彼らを店内に入れてはならず、診断のため医療機関に連絡を取ることを指示して帰宅させます。責任者は感染者が出たことを、その職場が所在する州および地域の保健局に直ちに通知しなければなりません。責任者は医療および検査リソースに関する情報を従業員に提供する必要があります。
- COVID-19の感染が疑われるまたは感染が確認された後、あるいは、COVID-19に感染している人物と濃厚または近接接触があった後に職場に復帰しようとしている従業員向けの規定やポリシーに関しては、責任者はDOHの「COVID-19に感染または接触後、業務に戻る公務員または民間従業員に向けた暫定ガイダンス (Interim Guidance for Public and Private Employees Returning to Work Following COVID-19 Infection or Exposure)」を参照してください。

- 責任者はスクリーニングの過程で収集されたすべての従業員や業者の回答を毎日確認し、そうした確認の記録を保存しなければなりません。また責任者はアンケートに記載されているように、後で従業員にCOVID-19関連の症状が出た場合、従業員が報告を行う当事者として連絡先を明らかにしなければなりません。
- 責任者は、職場の安全計画のあらゆる側面が継続的に順守されているかを監視する担当者を任命しなければなりません。
- 責任者は、できる限り、作業現場やエリアで他の人々と濃厚または近接接触があった可能性のある従業員や業者全員の記録を保持する必要がありますが、これには顧客や、適切なPPEを使用している、あるいは接触のない方法で業務を行っている配達員は含まれません。記録には、従業員がCOVID-19と診断された際に、すべての接触者が特定され、遡ってトレースされ通知を受けることができるよう、連絡先を含める必要があります。責任者は接触トレーシングの取り組みについて、州や地域の保健局と協力しなければなりません。
 - 責任者は、顧客に健康スクリーニングや連絡先情報の提供を強制することはできませんが、そうするよう促すことはできます。

B. トレーシングおよび追跡

- 責任者は職場の従業員がCOVID-19検査で陽性であることがわかった場合、直ちに州および地域の保健局に通知しなければなりません。
- 責任者は、職場の安全計画のあらゆる側面が継続的に順守されているかを監視する担当者を任命しなければなりません。
- その職場に出入りした従業員、業者、顧客が検査で陽性だった場合、責任者は州および地域の保健局と協力して職場でのすべての接触者を追跡する必要があります。また、その個人が最初にCOVID-19の症状を経験してからか、または検査で陽性であることが判明してからか、どちらか早い時点から48時間遡ってそのフードサービスが行われている職場に出入りしたことが記録されているすべての従業員や業者/顧客（該当する場合）を、その職場が所在する保健局へ通知しなければなりません。連邦政府や州の法律や規定で定められているように、守秘義務を維持する必要があります。
- 地域の保健局は法的権限をもって、感染した個人またはウイルスに接触のあった個人を監視し、自宅での隔離または待機を含め移動を制限する場合があります。
- COVID-19に感染した人物と濃厚接触または近接接触があったと警告を受け、またトレーシングや追跡または他のメカニズムで警告を受けた個人は、警告のあった時点で雇用主に自主的に報告する義務があります。また上記に記載され言及された規定に従うものとします。

IV. 雇用主による計画

責任者は、従業員に対し、完成した安全計画を職場に目立つように掲示します。ニューヨーク州は、事業オーナーや運営者がCOVID-19拡散防止計画を作成するにあたり参考にできる営業再開のための安全計画テンプレートを用意しています。

その他の安全情報、ガイドライン、リソース：

ニューヨーク州保健局 新型コロナウイルス関連ウェブサイト
<https://coronavirus.health.ny.gov/>

疾病予防対策センター 新型コロナウイルス関連ウェブサイト
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

労働省労働安全衛生庁 新型コロナウイルス関連ウェブサイト
<https://www.osha.gov/SLTC/covid-19/>

下記のリンクで、本ガイダンスを読了し、本ガイダンスに従って営業する義務があることを理解したことを申告してください：

<https://forms.ny.gov/s3/ny-forward-affirmation>